

盛岡市監査委員告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 29 年 9 月 7 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 6 月 5 日付け 29 盛監第 14 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 玉山事務所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛玉税第 12 号

平成 29 年 7 月 31 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 6 月 5 日付け 29 盛監第 14 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所 税務住民課 ）
全額前金払いした補助金の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
 - (1) 措置の内容
補助金の履行確認に当たり、地方自治法及び盛岡市財務規則に基づき、検査調書の作成について適正な事務を執行するよう、課内研修で周知徹底した。
 - (2) 原因及び再発防止策の内容
原因は、提出される精算書の内容確認をもって、検査を完了しているものと誤認していたことによるものである。
今後は、補助金交付事務について整理表を作成し、複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで再発防止に努める。

平成 29 年 8 月 28 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 6 月 5 日付け 29 盛監第 14 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所 産業振興課）

(1) 手数料の収納に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 会計職員として任命していない職員に収納金の取扱いをさせているもの

イ 収納金の指定金融機関等への払い込みが遅滞しているもの

(2) 補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 補助事業の対象期間が適切でないもの

イ 履行確認において、記載内容に誤りのある収支精算書を受領しているもの

(3) 公の施設の管理及び使用に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)アについて

手数料の収納に当たり、非常勤職員について、平成 29 年 7 月 3 日付けで会計職員に任命し収納金の取扱いをすることとした。

イ 指摘事項(1)イについて

手数料の収納に当たり、盛岡市現金等取扱事務要領の規定に基づく「会計管理者が認める日」として、平成 29 年 7 月 3 日付けで「収納した日から 4 日以内」とさ

れた。

ウ 指摘事項(2)アについて

補助金の交付に当たり、事業実施主体と協議を行い、適正な事業実施を指導するとともに、補助事業の対象期間を年度当初から年度末までとする補助金交付契約を締結することとした。

エ 指摘事項(2)イについて

補助金の交付に当たり、課内研修を実施し、提出書類の確認等の適正な事務処理について周知徹底した。

オ 指摘事項(3)について

公の施設の管理及び使用に当たり、専決代決規程に基づく決裁権者の決裁について適正に行われるよう、課内会議で指導徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 措置状況(1)アについて

原因は、会計員の任命を受けている職員が常駐していないことから、臨時補助員が収納金の取扱いを行っていたことによるものである。

今後は、新たに任命した会計職員が収納金を取り扱うほか、その職員が休暇等で不在の場合は、会計員の任命を受けている職員が収納することとし再発防止に努める。

イ 措置状況(1)イについて

原因は、盛岡市財務規則及び盛岡市現金等取扱事務要領の規定を正しく認識していなかったことによるものである。

今後は、「4日以内」の特例が認められたものの、払い込みが遅滞しないよう、毎日の係ミーティングで複数の職員が確認するほか、課全体でも対応することとし再発防止に努める。

ウ 措置状況(2)アについて

原因は、補助事業の対象期間を適切に設定していなかったこと、また、履行確認が不十分であったことによるものである。

今後は、補助事業の対象期間を適切に設定するとともに、事業の履行確認について決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

エ 措置状況(2)イについて

原因は、提出された書類に対する担当者及び決裁経由者の確認が不十分であったことによるものである。

今後は、履行確認に添付すべき書類の種類や提出書類の内容について、チェックリストに基づき担当者及び決裁経由者のチェックを確実にを行うことで、再発防止に努める。

オ 措置状況(3)について

原因は、市長内部部局専決及び代決に関する規程を確認しないで過年度の書類を参考に事務処理していたことによるものである。

今後は、決裁過程において決裁経由者が厳重にチェックを行い再発防止に努める。

29 盛健増第 2 号
平成 29 年 8 月 4 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 6 月 5 日付け 29 盛監第 14 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 健康増進センター）

使用料の減免に当たり、決裁権者の決裁を得ず、かつ減免理由が明確でない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

使用料の減免に関する適正な事務処理について職場研修を行い、所員に周知徹底した。

また、現在定例的に施設使用している団体のうち、使用料減免の申請が提出されている団体の年度内の減免について取り扱いを定め、玉山事務所長から決裁を得た。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、盛岡市健康増進センター条例の減免についての知識が不足していた事により、公民館業務と兼務している職員が、公民館と当該施設との使用料減免の取り扱いを混同して、減免適用できるものと誤認していたことによるものである。

今後は、公民館等に準じて減免の取り扱いを定め、事務処理について定期的に業務ミーティングを行い再発防止に努める。